

令和7年度 山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金 (3次募集) Q & A

山口県環境政策課

1. 1次募集及び2次募集について

Q1 実施状況はどのようになりましたか？

【1次募集】

募集期間：令和7年4月9日(水)から5月23日(金)、応募状況：66事業
応募のあった申請については、県で審査を行い、32事業を採択しました。

【2次募集※】

募集期間：令和7年6月25日(水)から7月25日(金)、応募状況：5事業
応募のあった申請については、県で審査を行い、5事業を採択しました。

※区分1「屋根置きなど自家消費型太陽光発電設備」(以下「区分1」という。)のみ募集

Q2 採択事業者は、どのように決定したのでしょうか。

応募があった交付申請書に対して、「事業の適合性」、「設備導入効果」、「事業の波及効果」を踏まえて、県で審査を行い、補助金の予算の範囲内で採択事業者を決定しました。

2. 3次募集について

Q3 交付申請書(3次募集)の提出期間はいつですか？

令和7年8月18日(月)から令和7年9月17日(水)までとなります。

Q4 補助金の交付はどのようにして決定されるのですか？

交付申請書の提出期間内に提出された申請書類は、県において「事業の適合性」、「設備導入効果」、「事業の波及効果」を踏まえて、県で内容を審査の上、補助金の予算の範囲内で、補助金の交付の可否を決定し、その結果を概ね1ヶ月程度で補助対象事業者に通知させていただきます。

なお、先着順で補助金の交付を決定するものではありませんので、交付申請書の提出期間内に申請書類を御提出してください。

Q5 補助要件等について、1次募集及び2次募集から変更となる点がありますか？

補助要件の変更はありませんが、3次募集では、区分1「屋根置きなど自家消費型太陽光発電設備」(以下「区分1」という。)のみ募集します。

区分2「地域共生・地域裨益型再エネの立地」(以下「区分2」という。)及び区分3「業務ビル等における徹底した省エネ」(以下「区分3」という。)は、1次募集の結果、予算額に達したため、追加の募集(3次募集)は行いません。

Q 6 なぜ区分 1 のみ、3 次募集を行うのでしょうか？

本補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「交付金」という。）を活用しており、区分 1、区分 2、区分 3 のそれぞれで予算配分を行っています。

2 次募集の結果、区分 1 は予算に余りが生じたため 3 次募集を行うものです。

Q 7 区分 1 の予算に余りがあれば、その余りを区分 2 や区分 3 に充てればよいのではないのでしょうか？

本補助金で活用している交付金では、区分ごとに予算配分を行い、執行する必要があります。

また、交付金では、一定規模の発電容量がある太陽光等の再生可能エネルギーの導入を重要視しており、区分 1 に予算を重点的に配分しているものです。

Q 8 3 次募集の予算はいくらですか？また、採択事業者はいつ頃決定するのでしょうか？

約 5,600 万円です。

採択事業者は 9 月下旬を目途に決定する予定としています。

Q 9 いつ補助対象設備を設置すればよいのですか？

補助金交付要綱第 7 条第 2 項に基づく県の交付決定通知日以降に事業に着手するものが補助対象となります。

なお、一般的に、補助対象設備等に関する工事の契約をした日が、事業の着手日となります。

Q 10 補助対象設備を設置する建物を新築予定であり、添付書類の「建物の全部事項証明書」を提出できない場合はどうしたらよいですか？

補助対象設備を設置する建物の新築工事に係る契約書等を提出してください。

Q 11 国の補助金と併用ができますか？

当補助金以外に、国や地方自治体から補助を受けた事業は、当補助金の交付対象外となります。

なお、国費等を原資として財団等が実施する補助金等の併用もできませんので御注意ください。

Q 12 過去に当補助金の交付を受けた事業所が、再度、交付申請することはできますか？

当補助金の交付を受けることができる回数は、同一の事業所につき 1 回までのため、交付申請できません。

なお、補助対象事業者の過去に当補助金の交付を受けた事業所とは別事業所について交付申請することは可能です。

Q13 補助金交付申請書（補助金交付要綱第7条に基づく別記様式第1号）における「2 添付書類」の「(2)その他知事が必要と認める書類」とは何ですか？

補助金交付要領第6条（同要領の別表4）で定める添付書類です。

3. 補助対象設備について

(1) 全般的事項

Q14 設備の増設の場合も補助金の交付対象となりますか？

補助金の交付対象となりますが、補助金交付要領の別表2に示す要件に適合していることが必要となります。

なお、設備等の一部のみを増設する場合は、補助金の交付対象外となりますので御注意ください。

また、太陽光発電設備を増設する場合は、「既存設備」と「増設する設備」の発電量の50%以上が自家消費される必要がありますので御注意ください。

Q15 共同所有の建物等に設備を設置する場合も補助金の交付対象となりますか？

申請者以外の他の共同所有者も、法定耐用年数が経過するまで設備が設置することを承諾している場合は、補助金の交付対象となります。

なお、この場合、他の共同所有者の承諾書（任意様式）を申請書に添付して提出してください。

Q16 補助対象設備の能力の小数点以下の値はどのように処理すればいいですか？

補助金額の算定に用いる設備の能力は、小数点以下を切り捨て処理してください。

Q17 割賦払いによる設備導入は、補助金の対象になりますか？

割賦払いによる設備導入は、補助金の対象外となります。

Q18 上乗せ補助の対象となる「山口県産省・創・蓄エネ関連設備」はどうやって確認することができますか？

上乗せ補助の対象となる「山口県産省・創・蓄エネ関連設備」は、「山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度」に登録された事業者向け設備のうち、「太陽光発電設備」、「蓄電池」、「充放電設備(V2H)」です。

「山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度」に登録された事業者向け設備は、県 HP (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kensanpin/>) で御確認ください。

(2) 「区分1：屋根置きなど自家消費型太陽光発電設備」について

Q19 50kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合でも補助金交付申請は可能ですか？

補助金交付申請は可能ですが、補助対象設備の上限は50kWとなります。

なお、補助金交付要領第6条（同要領の別表4）で定める別紙1（事業計画書及び収支予算書）における『補助対象経費』のうち、太陽光発電設備に係る経費は、「50kW/設置する太陽光発電設備容量(kW)」による按分等で算出してください。

Q20 61kWh 以上の蓄電池を設置する場合でも補助金交付申請は可能ですか？

補助金交付申請は可能ですが、補助対象設備の上限は61kWhとなります。

なお、補助金交付要領第6条（同要領の別表4）で定める別紙1（事業計画書及び収支予算書）における『補助対象経費』のうち、蓄電池に係る経費は、「61kWh/設置する蓄電池容量(kWh)」による按分等で算出してください。

Q21 余剰電力の売電は可能ですか？

できる限り、太陽光発電設備を導入する事業所（県内に所在する工場又は事業所、その他の事業場をいう。）において当設備で発電した電力を自家消費してください。

その上で、余剰電力が生じる場合に、自家消費割合が50%未満にならない範囲で売電等を行うことは可能です。

なお、再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得したものは補助金の対象外となりますので御注意ください。

Q22 太陽光発電設備をカーポートへ設置する場合は補助金の交付対象となりますか？

事業所（県内に所在する工場又は事業所、その他の事業場をいう。）となる建物と同じ敷地内に設置するのであれば、補助金の交付対象とします。

ただし、建物（カーポート本体を含む。）は補助金の交付対象外となります。

Q23 野立ての太陽光発電設備は補助金の交付対象となりますか？

補助金の交付対象外となります。

Q24 蓄電池の「補助率又は補助金額」の算定における単価（円/kWh）には間接工事費が含まれますか？

補助金交付要綱の別表3に示す、蓄電池の「補助率又は補助金額」（単価（円/kWh）の1/3）における単価（円/kWh）には、間接工事費が含まれます。

Q25 太陽光発電設備のパワーコンディショナーが、蓄電池のパワーコンディショナーと一体型（ハイブリッド）の場合、蓄電池の「補助率又は補助金額」の算定における単価（円/kWh）はどのように処理すればよいですか？

ハイブリッド部分のパワーコンディショナーに係る経費分は、太陽光発電設備の補助対象経費として計上し、蓄電池の「補助率又は補助金額」の算定における単価（円/kWh）からは控除することができます。

4. 別紙1「事業計画書及び収支予算書」について

Q26 複数の導入設備を選択してもよいのですか？

複数の導入設備を選択することは可能です。

なお、「太陽光発電設備」の設置が必須であることや、「充放電設備・充電設備、外部給電器」は「車載型蓄電池」の付帯設備であることに御注意ください。

Q27 「事業効果の対外的発信方法」は、どのようなことを記載すればいいのですか？

設備を導入する事業者の HP や SNS 等による発信や、他事業者による視察の受け入れなどを想定しています。対応可能な方法を具体的に記載してください。

Q28 「設備導入効果」の現行の年間電気消費量や年間エネルギー消費量は、いつのデータを記載すればいいのですか？

取得可能な直近のデータを記載してください。

Q29 「設備導入効果」の二酸化炭素排出量はどのように算出すればいいのですか？

「年間電気消費量」や「年間エネルギー消費量」に排出係数（参考：<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>）を乗じて算出してください。

なお、二酸化炭素削減量は、環境省が公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html）を参考にしてください。

5. 実績報告について

Q30 事業が完了して「実績報告書」を提出する時期はいつですか？

事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付を可とする通知を受けた年度の 2 月 28 日（2 月 28 日が県の定める受付窓口団体の休日になるときは、その次の業務日）のいずれか早い期日までに、補助金交付要綱第 11 条に基づき実績報告書を申請してください。（必着）

なお、一般的に、補助事業者が補助対象設備等の引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ日が、事業の完了日となります。

また、申請期限に間に合わない場合、補助金の交付ができませんので御注意ください。

Q31 添付書類である「設備に係る写真」について、施行に伴い設備の型式が記載された銘板等が見えなくなる場合は、施工後の写真をどのように撮影すればよいですか？

施行中の写真等において、設備の型式が記載された銘板等を撮影してください。

なお、設備の型式等は、納品書や請求書等でも確認させていただきます。

6. その他

Q32 事業着手後に交付申請書及びそれに伴う書類（「事業計画書及び収支予算書」等）に係る内容に変更が生じる場合はどうしたらよいですか？

変更内容によっては、山口県補助金等交付規則第8条及び補助金交付要綱第9条第2項に基づく事業計画変更承認申請の手続きが必要になりますので、事前に公益財団法人山口県予防保健協会（山口県地球温暖化防止活動推進センター）に相談してください。

Q33 県が補助対象設備を導入した事業所に立入検査を行うことはありますか？

必要に応じて、県が立入検査を行う場合があります。

また、公益財団法人山口県予防保健協会（山口県地球温暖化防止活動推進センター）が、補助対象設備の設置状況の調査にお伺いすることもありますので、御協力ください。

Q34 補助対象設備の稼働状況等について報告の義務があるのですか？

補助対象設備は、毎年度の稼働状況（事業所の「年間電気消費量」や「年間エネルギー消費量」など）を県から確認させていただく予定ですので、必要に応じて、御協力ください。

また、併せて、その際に「事業効果の対外発信」の実施状況についても確認させていただく予定です。